

宮城県公報

令和7年12月19日(金)
定期第659号

目次

規則

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(子ども・家庭支援課)

告示

- 救急医療機関の認定(医療政策課)
- 指定管理者の指定(子ども・家庭支援課)
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課)
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更(同)
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更(同)
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更(同)
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退(同)
- 指定管理者の指定(2件)(同)
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立(水産業振興課)
- 保安林の指定の予定(森林整備課)
- 道路の供用開始(道路課)

公告

- 財政状況の公表(財政課)
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(廃棄物対策課)

教育委員会

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令(教育庁総務課)
- 教育委員会定例会の開催(同)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

宮城県規則第 133 号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宮城県規則第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（従業者）</p> <p>第17条　〔略〕</p> <p>2　乳児院の家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6　〔略〕</p>	<p>（従業者）</p> <p>第17条　〔略〕</p> <p>2　乳児院の家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6　〔略〕</p>
<p>（乳児院の長の資格等）</p> <p>第19条　〔略〕</p> <p>(1)・(2)　〔略〕</p> <p>(3)　<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下単に「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u></p> <p><u>(4)・(5)</u>　〔略〕</p> <p>2　〔略〕</p>	<p>（乳児院の長の資格等）</p> <p>第19条　〔略〕</p> <p>(1)・(2)　〔略〕</p> <p><u>(3)・(4)</u>　〔略〕</p> <p>2　〔略〕</p>
<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条　〔略〕</p> <p>(1)・(2)　〔略〕</p> <p>(3)　<u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p><u>(4)</u>　〔略〕</p> <p><u>(5)</u>　知事が<u>前各号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認</p>	<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条　〔略〕</p> <p>(1)・(2)　〔略〕</p> <p><u>(3)</u>　〔略〕</p> <p><u>(4)</u>　知事が<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認</p>

める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

(母子支援員の資格)

第27条 [略]

(1)～(4) [略]

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(6) [略]

(従業者)

第43条 児童養護施設の家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2～4 [略]

(児童養護施設の長の資格等)

第44条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) [略]

(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

(母子支援員の資格)

第27条 [略]

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(従業者)

第43条 児童養護施設の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2～4 [略]

(児童養護施設の長の資格等)

第44条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

(児童指導員の資格)

第45条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5)～(11) [略]

(従業者)

第71条 [略]

2 [略]

3 児童心理治療施設の家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4・5 [略]

(児童心理治療施設の長の資格等)

第72条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) [略]

(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

(従業者)

第77条 児童自立支援施設の家庭支援専門相談員は、児童自立支

(児童指導員の資格)

第45条 [略]

(1)～(3) [略]

(4)～(10) [略]

(従業者)

第71条 [略]

2 [略]

3 児童心理治療施設の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4・5 [略]

(児童心理治療施設の長の資格等)

第72条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ [略]

2 [略]

(従業者)

第77条 児童自立支援施設の家庭支援専門相談員は、社会福祉士

援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2・3 [略]

(児童自立支援施設の長の資格等)

第78条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) [略]

(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあっては、3年以上）であるもの

ア～ウ [略]

2 [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第79条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) [略]

(6) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以

若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2・3 [略]

(児童自立支援施設の長の資格等)

第78条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあっては、3年以上）であるもの

ア～ウ [略]

2 [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第79条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以

上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第5号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第5号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第5号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(9) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第5号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(10) [略]

(児童生活支援員の資格)

第80条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) [略]

(従業者)

上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(7) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(8) [略]

(児童生活支援員の資格)

第80条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(従業者)

第86条 [略]

(1) [略]

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) [略]

2・3 [略]

附 則

1 [略]

（高等学校、大学の範囲）

2 第27条第6号、第39条第4号、第45条第9号及び第79条第9号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含むものとする。

3 第17条第3項、第25条第1項、第39条第6号ア、第43条第2項、第45条第5号、第71条第2項、第77条第2項及び第79条第6号にいう大学は、大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含むものとする。

4～12 [略]

第86条 [略]

(1) [略]

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) [略]

2・3 [略]

附 則

1 [略]

（高等学校、大学の範囲）

2 第27条第5号、第39条第4号、第45条第8号及び第79条第7号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含むものとする。

3 第17条第3項、第25条第1項、第39条第6号ア、第43条第2項、第45条第4号、第71条第2項、第77条第2項及び第79条第4号にいう大学は、大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含むものとする。

4～12 [略]

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

宮城県告示第700号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和7年12月19日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山 47番地の1	令和7年12月19日	令和10年12月18日

宮城県告示第701号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定了。

令和7年12月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 公の施設の名称

宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウス

2 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県福祉事業協会

仙台市太白区茂庭台二丁目15番20号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

宮城県告示第702号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和 7 年 9 月 18 日次の者を指定した。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

氏　　名	診　療　科　目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
み　た　たかし 三田　貴士	内科 糖尿病内科	までなクリニック	栗原市築館字下宮野桜町 48 番地 1
さとう　まさき 佐藤　正規	外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西 38 番 地 1
こいで　まさし 小出　将志	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71 番 地
みうら　なおき 三浦　直晃	眼科	とめ眼科クリニック	登米市迫町佐沼字萩洗 2 丁目 1 番 1 号
なかがわ　ともひこ 中川　智彦	外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中 25 番地
はまだ　けんじ 濱田　健志	外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中 25 番地
たけむら　あつひと 竹村　篤人	脳神経外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜 1 丁目 2 番 5 号
たやま　ほだか 田山　穂高	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71 番 地
ふじさか　やすゆき 藤坂　泰之	消化器内科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西 38 番 地 1
かつまた　ゆうき 勝又　有記	泌尿器科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71 番 地
まいだ　かい 米田　海	外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波 3 丁目 8 番 1 号
さ　さ　き　あきら 佐々木　滉	消化器内科	大崎市民病院	大崎市古川穂波 3 丁目 8 番 1 号
のむら　かずひろ 野村　和弘	耳鼻咽喉科	仙塩利府病院	宮城郡利府町青葉台 2 丁 目 2 番地 108
こいづみ　じょうたろう 小泉　祥太郎	耳鼻咽喉科	こいづみ耳鼻咽喉科	岩沼市梶橋 1 番地 29

宮城県告示第703号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第1項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和7年12月19日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
にいづま のぶちか 新妻 展近	外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波 3丁目8番1号	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西 道下 71 番地
いとう よしたか 伊藤 愛剛	循環器内科	いとうハートクリ ニック	柴田郡大河原町 字新東 22 番地4	みやぎ県南中核 病院	柴田郡大河原町 字西 38 番地1

宮城県告示第704号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和7年12月19日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
一迫 弘平 <small>いちののはさま こうへい</small>	古川駅南眼科クリニック	一迫眼科	大崎市古川駅南3丁目36番地

宮城県告示第705号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地	
		新	旧
なかほ としみち 中保 利通	やまと在宅診療所名取	名取市増田 9 丁目 2 番 2 号	名取市大手町 1 丁目 1 番地 22 の 1
つじ かなこ 辻 薫菜子	やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東 1 丁目 5 番 13 号	大崎市古川駅東 1 丁目 5 番 17 号

宮城県告示第706号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和7年12月19日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
うえはら 上原 周悟	内科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西 桧木 60 番地
おおつき 大槻 修一	外科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西 桧木 60 番地
いちのはさま 一迫 浄	眼科	一迫眼科	大崎市古川駅南3丁目 36 番地

宮城県告示第707号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 公の施設の名称

宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園

2 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区堤通雨宮町 4 番 17 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第708号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 公の施設の名称

宮城県七ツ森希望の家

2 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区堤通雨宮町 4 番 17 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第 709 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、女川町加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県告示第710号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字嶋駒鰐沢 30-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第711号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するのを告示する。

その関係図面は、令和 7 年 12 月 19 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事 村井嘉浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜 志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字袖浜 108 番 2 地先から 同郡南三陸町志津川字袖浜 54 番 4 地先まで	令和 7 年 12 月 19 日

財政状況の公表に関する条例（昭和39年宮城県条例第23号）第2条第1項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和7年12月19日

宮城県知事 村井嘉浩

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 12 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び予定数量
産業廃棄物支障除去業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県環境生活部廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 12 月 5 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
ジャパンウェイスト株式会社 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町 21
- 5 落札金額 22,516,160 円
- 6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 10 月 24 日

宮城県教育委員会訓令甲第9号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月19日

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和42年宮城県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
別表第1（第2条関係） (1) 各課室共通	別表第1（第2条関係） (1) 各課室共通								
<table border="1"><thead><tr><th>事項名</th><th>専決者</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 [略] (1)～(2) [略] (3) 週休日の指定及び勤務時間の<u>割振り</u>等、週休日の<u>振替</u>等及び半日勤務時間の割振り変更、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定 ア～ウ [略] (4)～(18) [略] 2～7 [略]</td><td>[略] [略] [略] [略]</td></tr></tbody></table>	事項名	専決者	1 [略] (1)～(2) [略] (3) 週休日の指定及び勤務時間の <u>割振り</u> 等、週休日の <u>振替</u> 等及び半日勤務時間の割振り変更、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定 ア～ウ [略] (4)～(18) [略] 2～7 [略]	[略] [略] [略] [略]	<table border="1"><thead><tr><th>事項名</th><th>専決者</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 [略] (1)～(2) [略] (3) 週休日の指定及び勤務時間の<u>割振り</u>、週休日の<u>振替</u>及び半日勤務時間の割振り変更、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定 ア～ウ [略] (4)～(18) [略] 2～7 [略]</td><td>[略] [略] [略]</td></tr></tbody></table>	事項名	専決者	1 [略] (1)～(2) [略] (3) 週休日の指定及び勤務時間の <u>割振り</u> 、週休日の <u>振替</u> 及び半日勤務時間の割振り変更、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定 ア～ウ [略] (4)～(18) [略] 2～7 [略]	[略] [略] [略]
事項名	専決者								
1 [略] (1)～(2) [略] (3) 週休日の指定及び勤務時間の <u>割振り</u> 等、週休日の <u>振替</u> 等及び半日勤務時間の割振り変更、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定 ア～ウ [略] (4)～(18) [略] 2～7 [略]	[略] [略] [略] [略]								
事項名	専決者								
1 [略] (1)～(2) [略] (3) 週休日の指定及び勤務時間の <u>割振り</u> 、週休日の <u>振替</u> 及び半日勤務時間の割振り変更、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定 ア～ウ [略] (4)～(18) [略] 2～7 [略]	[略] [略] [略]								
(2)～(11) [略]	(2)～(11) [略]								
別表第2（第2条関係） (1) 各機関共通	別表第2（第2条関係） (1) 各機関共通								
<table border="1"><thead><tr><th>事項名</th><th>専決者</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 [略] (1)～(2) [略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	事項名	専決者	1 [略] (1)～(2) [略]	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>事項名</th><th>専決者</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 [略] (1)～(2) [略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	事項名	専決者	1 [略] (1)～(2) [略]	[略]
事項名	専決者								
1 [略] (1)～(2) [略]	[略]								
事項名	専決者								
1 [略] (1)～(2) [略]	[略]								

(3) 学校以外の機関の職員の週休日の指定及び勤務所長等 時間の <u>割振り</u> 並びに週休日の <u>振替</u> 及び半日勤務時間の割振り変更 (4)～(25) [略] 2～8 [略]	[略]	(3) 学校以外の機関の職員の週休日の指定及び勤務所長等 時間の <u>割振り</u> 並びに週休日の <u>振替</u> 及び半日勤務時間の割振り変更 (4)～(25) [略] 2～8 [略]	[略]
(2) [略]			(2) [略]

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

宮城県教育委員会告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和7年12月19日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

1 日 時 令和7年12月24日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事件

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について

第3号議案 令和9年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）